

二条為世の玉津島信仰をめぐる

酒 井 茂 幸

一 はじめに

【増鏡】秋のみ山に、統千載集下令後二条為世が二条派一党を連れ立って玉津島社を参詣した記事が存する。

さて大納言は、人々に歌すすめて、玉津嶋の社に詣でられけり。大臣・上達部よりはじめて歌よむと思へる限り、この大納言の風を伝へたるは漏るるもなし。子ども孫どもなど、勢ひことに響きて下る。

まづ住吉へ詣づ。逍遙しつつののしりて、九月にぞ玉津嶋へ詣でける。歌どもの中に、大納言為世、

今ぞ知る昔にかへるわが道のまことを神も守りけりとはかくて元応二年四月十九日勅撰は奏せられけり。統千載といふなり。

「今ぞ知る」の歌において為世は、御子左家嫡流の二条家に勅撰集撰進事業が戻ったことに対し、玉津島明神の守護を再認識している。「増鏡」に記される参詣の様子は、二条派一門の繁栄を

対立流派に誇示するデモンストレーションの趣さえある。また、為世晩年の著「和歌庭訓」の末尾近くには、

大かた哥は我國の風俗、神代のことわざなれば、ことに神明のまもり給ふ道也。和歌三首以上披講の所には住吉・玉津嶋明神影向し給ふゆへに、披講の時は各席を退也。

と和歌三首以上の披講の場に住吉・玉津嶋明神が姿を現す旨の説述が見える。従来、玉津嶋明神は、住吉明神・柿本人麿とともに、「和歌三神」と称されるが、歌人や歌道家の「玉津嶋信仰史」乃至「参詣史」は、和歌史に深い痕跡を残しており、中でも、為世の玉津嶋信仰あるいは玉津嶋参詣は、注目すべき問題として浮かび上がってくる。

本稿では、まず、諸歌人や歌道家の玉津嶋信仰の歴史を、先学に導かれつつ概観する。次に、為世の歌歴における玉津嶋社との交渉を整理する。そして、前掲「和歌庭訓」の玉津嶋明神をめぐる言説を再吟味し、鎌倉末期の歌道家宗匠の玉津嶋信仰の実態や背景を考察してみたい。

二 和歌の神としての玉津島信仰の歴史

玉津島社の祭神は、元来、稚日女尊・神功皇后であったが、古今集仮名序で小野小町の先蹤とされる衣通姫が併せ祀られたことにより、玉津島明神は和歌の神となった。国基集一五三には、津守国基が、住吉大社の社壇の石を採りに玉津島社に行った折、土地の人が衣通姫が祭神となった由来について語ったので、衣通姫に、「としふればおいもせずしてわかのうらにいくよになりぬたまつしまひめ」という歌を読みかけたところ、夢の中に女房十人が現れ石のありかを告げたので、国基がその教えのとおり石を探すと、社壇に適当な石を手に入れることができた、という逸話が見える。【奥義抄】下巻釈には、

住吉の社は四社おはします。南社は此衣通姫也。玉津島明神と申す也とぞ津守国基は将作に語り申しける。

と、住吉大社の四社の内、南社は衣通姫＝玉津島明神である由を、国基が「将作（顕季）」に語ったとする記述が見える。⁽⁵⁾それが上巻の「和歌色葉」では、

住吉の社は四社おはしますに、南の社はこの衣通姫也とぞ神主国基申ける。又和歌の浦に玉津嶋の明神と申すもこの衣通姫也。昔こ、をめでおほしける故に、跡をたれ給へるとなむ申しつたへたる。

と、前掲の国基集一五三詞書に類似した、和歌の浦に衣通姫が垂迹した由来が付け加えられている。⁽⁶⁾国基が、玉津島明神が和歌の神となるに際して何らかの関与をしたことは確かであろう。ま

た、三輪正胤が注目しているとおり、【奥義抄】下巻余の冒頭には、

於此卷者和歌肝心目足也。非灌頂之人者輒不可開。件灌頂選器量及年腐可授之。玉津島姫明神御守護卷也。

可慎、々々。

というように、下巻余が玉津島明神の守護の巻であると、和歌の神としての玉津島明神の性格付けが明瞭に窺える記述が存する。また、基俊集一七八には、

ある人、熊野にまゐりて、わかのうらにて歌よめりと聞きて

和歌のうらに君がいひおくことのはをいかに聞けん玉津島姫と、和歌の浦で歌を詠んだと言った人に対し、和歌の浦であなたが詠んだ和歌を玉津島姫はどのように聞いたのだろうか、と玉津島明神の効験を問題とした詠が見える。玉津島明神が鎮座する和歌の浦を実際に参詣し、和歌を詠むという行為は、以後の玉津島信仰史の中で重要な要素を担うが、それを資料の上で確認できる早い事例である。そして、千載集仮名序の末尾の、

この集、かくこのたびしのおかれぬれば、すみよしのまつのかぜひさしくつたはり、玉つしまの浪ながくしづかにして、ちぢのはるあきをおくり、よよのほししもをかさねざらめや、

に至つて、住吉大社と玉津島社が始めて併称される。

ところが、俊成までの玉津島信仰は定家に受け継がれず、⁽⁸⁾歌道家の玉津島信仰は、為家に至り大きな転換期を迎える。為家集に

は、

玉津島 玉津島参詣次三首 去比勸撰事于時宝治二年
みがきおくあとをおもはば玉つしま今もあつむる光をもませ

(一三六九)

若浦 宝治二年

つたひくる道ありければ和歌の浦心にかけししるべをもみよ

(一三七八)

と、宝治二年(一二四八)七月に勸撰集撰進の院宣が下つた年の、玉津島参詣時の詠が見える。また、続古今集撰集の折には、玉葉集二五九八に、

続古今集えらばれ侍りける時、撰者あまたくはへられ侍りて後、述懐の歌の中に読み侍りける 前大納言為家

玉つしまあはれと見ずやわがかたにふきたえぬべき和歌の浦
かせ

とあるように、弘長二年(一二六二)に撰者が四人追加された事態に対し、玉津島明神の慈悲を求める述懐歌を詠んでいる。さらに、続古今集撰進前の弘長三年(一二六三)三月に融覚(為家)は、同年の住吉社歌合と同じ出詠者、結番方法で玉津島社歌合を勸進している(宮内庁書陵部蔵「類聚歌合十二カ度」所収本のみ伝存)。歌題は、「浜霞」「島春月」「社頭述懐」の三題三三番であった。為家の時代、特に続古今集撰進の際には、玉津島信仰と勸撰集撰集事業が交錯しつつあった。

為家の息為氏の玉津島信仰については、近時安田徳子が考察し、資料も提示された。まず、証本が散佚し、続拾遺集・新千載

集・閑月集により佚文が拾遺される、為氏勸進の「玉津島社歌合」は、安田の指摘以前から、証本が伝存する「住吉社歌合」の建治二年(一二七八)に近づけて催行年次を比定する説が有力である。歌題は、「浜月」「島月」「浦月」の三題、既述の為家勸進の「玉津島社歌合」を踏襲したものと推測されている。また、神宮文庫蔵「勸撰歌集一覽」「続拾遺集」項には、

奏覽之後、撰者参詣住吉玉津嶋。於玉津嶋者被新造社。

と、為氏が続拾遺集奏覽後、住吉・玉津島社に参詣し、玉津島社では社殿を新造した旨が記されている。その折のことは、「東野州聞書」に、

一、玉津島には社一もなし。鳥居もなし。只漫々たる海のはたに古松一本横はれり。是を玉津島の垂迹のしるしとするなり。然るを続拾遺の時、為氏卿洛中より御船を作らせ、玉津島に社壇を立つべき由被_レ存て参詣有り。則ち彼の所に社壇を建てらる、其の夜あらし浪風立ちて、一夜の中に沙中に埋れりと云々。それより後は本の如くにして古松許りなり。

と幾分誇張されて叙述されている。御子左家では為家以降、勸撰集撰集前に住吉・玉津島社を参詣し、歌合を奉納することが慣例になりつつあった。その潮流の中で為世は何を踏襲し、どのように展開していったのであろうか。次節ではこの点について考察していきたい。

三 為世の歌歴中の玉津島関連記事

為世の歌歴中の、玉津島社を含めた諸神社との交渉を略年譜に整理すると以下のようになる（玉津島社関連は、太字で表記）。

〔建治元年（一二七五）五月以前〕¹² 覚源勸進日吉社七首歌合出詠（新拾遺集一四五、閑月集八〇（以上為世歌））

〔永仁三年（一二九五）二月以前〕¹³ 伊勢新名所絵歌合判者

嘉元元年（一三〇三）二月頃住吉・玉津島社参詣（勅撰歌集一覽）

〔正和元年（一二三二）六月以前〕¹⁴ 平宗宣勸進住吉社三十六首出詠（統千載集七七五、拾遺現漢集三七三、統現葉集二一九（以上為世歌））

正和三年（一二三五）春日社三十首催行（統千載集一〇四七・一一一八、統後拾集一二四五、新千載集一八七二、統現葉集二五六（以上為世歌）、拾漢鈔八）

正和頃春日社唯識論歌催行（草庵集一三七六）

〔元応元年（一二三九）秋力〕玉津島社歌合勸進か（統千載集四六五）

元応二年（一二三〇）秋住吉社五首・玉津島社言志一首勸進（増鏡、勅撰歌集一覽、草庵集六五八・一四一五・一四一六）

元亨二年（一二三二）一月〜二月五社歌合勸進（公賢集四二一、四三三）

元亨四年（一二三四）二月三月石清水・住吉・日吉歌合出詠・判者（石清水歌合のみ証本伝存、住吉・日吉歌合は、統後拾

遺集八九・長舜歌、臨水集四九・定房歌等による）

〔元亨四年（一二三四）七月以前〕公順、住吉・玉津島社の名号の揮毫を依頼（拾漢鈔四六八・四六九）

正中二年（一二三五）七月一日、八月二九日、九月一日、一〇月二十五日鴨家との月次歌会催行（飛月集）

正中二年（一二三五）日吉社百首催行（拾漢鈔五）

京都歌壇の指導者として、諸神社との幅広い接触が見て取れるが、住吉・玉津島社関連の事蹟が比較的多く、それも元応元年（一二三九）の統千載集撰進以後に集中していることが会得されよう。新後撰集の奏覧後に、為世が住吉・玉津島社を参詣したことは、「勅撰歌集一覽」「新後撰集」項の、

奏覧之後撰者被参詣住吉玉津嶋云々。統拾遺之時新造社被埋沙塵云々。

により知られるが、為氏の統拾遺集奏覧後の両社参詣を意識し、継承したものであろう。統千載集の奏覧後の両社参詣についても、「勅撰歌集一覽」「統千載集」項に、

奏覧後、撰者参詣両社、共有歌合、住吉五首哥披講 玉津嶋披講一云々。

とあり、歌合を伴ったことが知られる。この歌合の披講・奉納が、為氏の統拾遺集奏覧や為世自身の新後撰集の奏覧の際と大きく異なる点である。この折の記録は、先学が指摘するように（前掲注（13）井上著書三六頁参照）、草庵集に一部が残っている。

統千載奏覧の後、撰者住吉社にまうでてで五首歌講せられし、同じ心（稿者法、暮秋月）を

有明の影さへうすくなりけり月のみやこも秋やくれぬる

(六五八)

二条入道大納言、統千載集奏覧の後、住吉社にまうでて
五首歌講ぜられし時、秋神祇

この秋ぞ神のいがきにはふくずの昔にかへるみちは見えける

(四一五)

おなじ時、玉津島社にて言忠一首を講ぜられし時

今ぞしるわかものうら波うき身にもかけける神のめぐみ有り

は (四一六)

玉津島社奉納の一首は、「言忠一首」(「忠」は板本系諸本のみ記載で、誤写か。以下「言志一首」と呼称)であつたことが分かる。本稿冒頭に掲出の為世歌と初句が一致し、詠歌内容も類似することから同時詠と判断される。玉津島社における歌合歌が、「言志一首」と題し自己の歌道に対する志を神前に述べる趣旨の和歌であつたことも注目される。

ところで、統千載集四六五には、中院通重の詠で、

前大納言為世玉津島社にて歌合し侍りしに、月

前内大臣重

つかへつつみるぞかひある影なびく我が身いそぢの秋のよの

という、為世主催の玉津島社における歌合で「月」題の詠が見える。また、拾遺現藻集には、

前大納言為世卿玉津島社にて哥合し侍るとき

前大納言経繼

「」の吹きあけのはまの空はれて雲ゐにたかくすぐるかりがね (一八三)

前大納言為世卿玉津島社にて哥合し侍ける時

前権僧正雲雅

□もりなき影こそあらめ見る人の心さへすむ秋の夜の月 (二〇一)

前大納言為世卿よませ侍ける玉津島社哥合に

前大僧正実超

□きつ風月影ながら吹あげやこほりてか、る秋の白波 (二一八)

前大納言為世卿玉津島社にて哥合し侍ける時 津守国道

□めしなき光をそふる玉津嶋代々にもこへて神やうくらん (三七五)

と、為世主催の玉津島の歌合への出詠歌であることを明示する詠が四首あり、従来、統千載集奏覧後の元応二年(一三三〇)秋の詠とされてきた(前掲注(14)小川著書頭注)。しかし、前掲の統千載集の通重歌の詠作年次は、通重自身が、元亨二年(一三三二)七月に五三歳で没しており(尊卑分脈)、「いそぢ」と詠むのは、元応元年(一三二九)前後となる。前掲の『勅撰歌集一覽』「統千載集」項に、一首を披講したとあるにもかかわらず、歌題が「言志一首」と一致しないので、少なくとも通重歌は、統千載集奏覧以前の詠である可能性が出て来る。また、拾遺現藻集の四首の内、雲雅と実超の詠の主題は明らかに月で、この二首も統千載集奏覧後の元応二年(一三三〇)秋の詠ではない可能性が想定

される。同時期の住吉社における歌合の催行は、確認できないが、為世も為家・為氏のように、勅撰集撰進の院宣を受けた直後、玉津島社において社頭歌合を催したのではないか。

続千載集成立後の元亨年間には、後宇多院の仙洞御所において歌会・歌合が頻繁に催されたが、院の和歌好尚や仙洞歌壇のエネルギーは、後醍醐天皇の内裏に受け継がれ、元亨三年（一三三三）に後醍醐天皇より勅撰集撰進が下命される。この間に為世は、玉津島社を筆頭とする五社歌合を勧進している。公賢集四一二詞書に、「元亨二年十一月廿四日遣之、前藤大納言勸進、五社歌合住吉分、玉津島先日披露、不詠之」とあり、四一四まで住吉社奉納の「江月」「擣衣」「神祇」の三首が並ぶ。四一五詞書に「日吉分」として「千鳥」「山雪」「神祇」の三首が続き、四一八詞書に、「元亨二年十二月十五日遣之、春日分」とあり、「冬」^{フユ}「野雪」「神祇」の三首、同じく四二二詞書に「元亨三年十二月廿五日遣之、賀茂社分」とあり、「川氷」「松雪」「神祇」の三首が存する。これにより、為世勸進の五社歌合は、元亨二年（一三三二）冬から同年の暮に渡って詠進が求められ（四二二詞書の「元亨三年」は「二年」の誤りか）、奉納先の五社は玉津島・住吉・日吉・春日・賀茂、歌題は全て「神祇」を含む三題であったことが判明する。「五社歌合」といつても、伊勢神宮と石清水社は省かれ、玉津島と住吉の二社が優先されていることが注目される。また、拾藻鈔には、

住吉玉津島両社の名号を、本尊のれうに入道前大納言家にあつらへ申して侍りしを、かきておくられ侍りし時、

民部卿よりつたへ給ひて侍りしついでに

君をのみのみちをばみづくきのあとにあらはせ神のしるしに
(四六八)

返し

いのりける心のすゑもみづくきのあとたれそむる神のひかりに
(四六九)

と、公順が住吉玉津島両社の名号の揮毫を、本尊とするために為世に依頼した記事が見える。詠歌年次は明らかでは無いが、民部卿（為藤）は元亨四年（一三三四）七月に没しているためそれ以前、また、公順の為藤家の歌会への出詠の初見は嘉元二年（一三〇四）である（拾藻鈔四六詞書）から、おおよそ嘉元年間から元亨年間の事蹟と比定され、為世が二度の勅撰集撰進を行った時期にはは該当する。そして、拾藻鈔によると、

入道前大納言、代代の古風をまもりて、しきしまのみちふたたびむかしにたちかへり、ためしなき三たびの撰者をさへうけ給はりたまふ事、神明の御しるべもいまさらに覚え侍るよしなど申し侍りしついでに

ふきつたふかぜをば神のうければ代代にぞこゆるわかのうらなみ
(四七〇)

返し

道まもる神のうけずはいかにして三たびかさねん和歌の浦波
(四七一)

と、続後拾遺集撰進下命後に公順と為世が贈答し、為世は、三度の撰集下命（実際には、後に高齢のため為藤に譲る）の快挙に対し、

歌道の守護神の加護を改めて認識している。

このように、統千載集成立前後から統後拾遺集下命までの間に、為世は常に住吉社と対にして玉津島社への傾斜を強めており、為家・為氏に比して、玉津島社をも重要視している。特に、統千載集撰進後の両社への歌合奉納のケースは前例が無く、玉津島社における「言志一首」という特異な歌題の設定からも、玉津島明神を積極的に自己に近づけようとする意識が窺える。玉葉集成立以降、京極派による勅撰集撰進の再来に対する危惧や懸念が為世に存在していたことは想像に難くない。玉葉集・神祇部に玉津島社関連の詠は、入集しておらず、実際、京極派の歌人達も玉津島社と関係がなかったこともあり、歌道家としての地位や権威が危機に瀕した時、為家・為氏の御子左家嫡流の伝統に回帰し、自己の正統性を保証する拠り所として、勅撰集撰進前後の住吉・玉津島両社への参詣や和歌の奉納は機能していたと言えよう。では、勅撰集撰進事業と直接関わらない側面における、為世の玉津島信仰はどのようなものだったのであろうか。次節では、この問題について、本稿緒言に掲出の「和歌庭訓」の言説を、他の歌字書の記述と比較しながら読み説き、掘り下げてみたい。

四 為世の玉津島信仰の内実と背景

前掲「和歌庭訓」の住吉・玉津島明神の顕現を説いた件りは、定家や為家、順徳院の詠歌理念や詠法の祖述の多い同書にあつてはかなり異質な印象を受ける。そもそも、和歌会の講筵を歌神が照臨する旨の説述は、俊成の民部卿家歌合建久六年の跋の、

すべての歌の筵には、かけまくもかしこき住吉の御神もてらしのぞみ玉ひ、道を守る人丸の卿のなきたまもかよひかけるわざなれば、なほき道を思ひ、よこさまなる事をしるさざる物なり

に見え、以後時代が下つて「源承和歌口伝」「十訓説おもひく」なる事」中の、阿仏尼と為氏の和歌文書をめぐる相論を述べた箇所に、

阿仏前中納言自筆にしるしおきたりし折紙の目六を取りかくして、要書あまたかすめとめてよろづの人に見せ侍りし比、二度夢の告ありて、阿房姉妹三人打つゝきかくれにき。

歌席には住吉の御神も照鑒給へるよし書きおける、おそるべきにや。

とある。「書きおける」の主語は特定の個人に絞ることはできず、むしろ一般的にそう考えられていたと解釈される。「和歌無底抄」巻第十には、

柿本は姓也。人丸実名也。私云、住吉也。その故は、住吉大明神、貴徳王菩薩の権身也。此大明神はもはらと和歌をあいし給へる神也。こゝをもて代々の御門の和歌講御所には必ず老人の形にまじり給ひき。かるが故に喜

撰が式云、故老あつて云くとて、講和歌有所及三首以上、不_レ論_二花堂蓬戸_一以_二彼座頭_一せん。

と、「和歌庭訓」の説述に類似した記述が見えるが、「喜撰が式」の実体が不明である（佐々木孝浩は「現存本と異なる喜撰式由来の説である可能性を伺わせる」としている¹⁵⁾）。ここで注意したいのは、こ

れらと和歌の披講の場に照鑑・顕現するとされる歌神は、いずれも玉津島明神が併記されず、住吉明神のみであることだ。一方、いわゆる統群書類従本系統に属する⁽¹⁶⁾島原市立図書館松平文庫本の「和歌題類集」の「序言」末尾近くには、

そもく、すみよしのこじんに、ひきあつめたりしことを、もうししるしおくゆへに、わかちけんしうとなづけたるなり。それすみよし、たまつしまのみやうじん、せうらんもおそろしく、ふかきへのこ、ろもはづかしけれども、ことくくしるしつけはんべるなり。

と、著述にあたり照鑑を畏憚する対象として、住吉・玉津島明神が併記されている。宮内庁書陵部蔵の伝為氏筆本の系統の諸本には、この記述は見えない。また「愚秘抄」鶴末に、

A 勅撰奏覧の会所には必ず住吉、玉津嶋を可奉懸也。帝の御座の左右にかけ侍るべし。

B 会席に丸の影をかくる事ゆゑ、しき大事也。しらでは、左まなる事ありぬべし。相伝なくて、唯推量にしてかくる事、或人は返々不可然。か様の人のかくるは、皆上座をあとかくる也。それは骨法を不存人なるべし。主君の御座のむかひあはせにかけよ。又丸赤人をならべてかくる時は左右にかくべし。(中略)又住吉、玉津嶋両明神をも、是に准じて可奉懸。是に又心得べき相伝あり。且当家の秘蔵の一也。と、勅撰奏覧の会所や和歌会の席に住吉・玉津島明神の画像を懸けるべき由が説かれている。Aの勅撰奏覧の会所のケースでは、住吉・玉津島明神に限定されているが、Bの和歌会の席では、ど

の歌神を懸けるかは確定していない。ただ、和歌二神の画像を主催者や宗匠の左右側面に掛ける作法自体は定式化していた。ところが、「和歌庭訓」では、こうした画像としての両神が、実体を伴わない霊的存在に転化された上に、前掲「和歌題類集」の序言のような「照覧」ではなく「影向」と明記されたため、結果的に、和歌の二神が揃って顕現するというやや不自然な説述になっているのである。では、なぜ為世は、「和歌庭訓」において住吉明神に玉津島明神を付加したのであろうか。

先述したように、対立流派との抗争の中で、為世自身が玉津島明神へ傾斜していったことも考えられる。だが、そうした為世の玉津島社との関係の強化は、御子左家嫡流の歌道家宗匠として、勅撰集撰進事業に資する所為であった。むしろ、鎌倉時代以降、玉津島信仰が歌道家の周縁や外部に拡大・浸透していったことと何らかの関係があるのではないか。

例えば、「家隆流」と称される歌道家末流の秘伝書「六条家秘抄」の冒頭は、

昔、允恭天后衣通姫と申は、世に伝ふる哥実也。是は紀伊国和歌吹上の浦に、玉津嶋大明神と顕れて住給ふ。本地観音にて渡らせ給ふ也。衣通姫と申事は、はた美しくして、光衣を通りて見へし程に、衣通姫とそ申ける。此二神、五義を秘し給ふゆへにかくしるす所也。其五義と云は、辺五序七題 興七流七、

と始まり、辺序題興流の「五儀」を衣通姫・玉津島明神が説いた秘伝とすることにより、権威化している。鎌倉中期には、歌道家

末流の人々が、秘伝書を成立させる際の理論的根拠として玉津島明神を活用していた。先掲の統群書類従本系「和歌知識集」も、家隆流の人物により作成された仮託書であることは夙に指摘があり（前掲注（7）三輪著書第三章第二節）、為顕流の宮内庁書陵部本系の諸本には見えない玉津島明神が加えられているのも、改変にあたり意図的に付加したものであろう。そして、為顕流の古今集序注「古今和歌集序開書」には、

衣通姫ハ応神天皇ノ孫、稚淳二流皇子ノ娘。允恭帝之后也。

抑、此人玉津嶋明神トイハ、レ玉フ事ニハ家々ニヨリテ様々有。ソレモ非無謂。当流ニ習所、光孝天皇御惱ノ時、諸々

ノ御祈有ケル時、曙ニ赤キ袴ヲ着タル女房枕ニ立テ云、

立帰リ又モ此世ニ跡タレン其名ウレシキ和哥ノ浦浪

帝ノ御夢ニ如此見ヘ玉ヒケレバ、夢ノウチニ「誰人ゾ」ト問

玉フニ、「衣通姫」ト答ヘ玉フ。ソレニ依テ仁和三年九月十

三日、右大弁源隆行ヲ勅使トシテ、和歌ノ浦玉津島ニ杜ヲ造

営シテ、信遍上人ヲ以テ勸請シ奉リ、崇ニ本地正観音ト也。

此姫、和歌之浦ニ跡ヲ垂玉フ事、浪ノ立還ルノ哥ニ依テ也。

是ヲ和歌ノ浦ト云名ノ殊ニ目出タケレバ、爰ニ跡ヲ垂ント思

シメスト也。

とある。もとより当時の記録に傍証を得られない説ではあるが、衣通姫が玉津島明神の本地となった経緯について、各流派間で見解の差異があり、争点となっていたことが分かる。

また、前節までに概観したように、玉津島社において社頭歌合が催行されたことにより、歌人の玉津島社参詣は必然的に増大し

たが、一方で、歌道家の出身ではなくして、歌道に執心・精進した者の玉津島社参詣も一般化しつつあった。歌道精進の者が玉津島に参詣した記録は、先掲の基俊集の事例が抜群に早いのが、万代集一五六〇には、

わかのうら見にまかりて

六条入道前太政大臣（籍者注、頼実）

おきつなみけふたちきたるかひあらばめぐみをかけよたまつ

しまひめ

と、藤原氏師実流の権門歌人である頼実が、実際に和歌の浦に参詣し、慈恵を玉津島明神に祈願する詠が見える。そして、新千載集一八一七には、紀淑氏が、父淑文（ともに、紀伊国日前宮の神主、統群書類従所収「紀伊国造系図」に拠る）の和歌の浦における詠に唱和した詠んだ作、

父淑文朝臣玉津島にて、和歌の浦に名をとどめけるゆゑ

あらば道しるべせよ玉津島姫、とよめることを思ひてよ

み侍りける

紀淑氏朝臣

尋行く和歌のうら路のはま千鳥跡ある方に道しるべせよが見える。歌枕「和歌の浦」は元来、歌道や歌壇に喩えられ、その連想から歌道家とのつながりや歌道の成就を祈念する詠作例が少なくないが、実際に和歌の浦を訪れ、歌を詠む行為が、鎌倉時代以降、意味を有していたことに注意したいのである。

「和歌庭訓」の説述は、前掲「和歌無底抄」の叙述に類似しているが、玉津島明神を加えることにより、鎌倉末期に勢力を有した為顕流・為世流の人々に浸透している住吉明神の觀念に對し、

独自性を打ち出すことが可能となった。折しも、多様な歌人層へ玉津島社参詣が広まっており、玉津島明神に言及することは、自派の安定と拡大を考えた時、為世にとって好都合であったと思われる。前掲「増鏡」の叙述に見るように、玉津島社参詣に際して「大臣・上臣部よりはじめて歌よむと思へる限り」と幅広い層の歌人を連れ立ったのも、為世が玉津島信仰の広がりや玉津島明神の求心力に着目してのことであろう。

五 おわりに——頓阿の玉津島社勧請へ——

歌道流派間の抗争の中で為世が着目した玉津島信仰は、京極派が内裏・仙洞歌壇から退場した後には、頓阿を中心とする一派に継承されていく。新拾遺集入集の際に、

これも新拾遺集えらびはじめられる時、続千載より五
たびの集にあひぬる事をおもひて
頓阿法師

玉津島入江こぎいづるいつて舟五たびあひぬ神やうくらん

(新統古今集・一九〇四)

と詠んだ頓阿は、五条の後成の屋地に玉津島社を勧請し、足利義詮が社殿を新造(愚管記、「吉田家日次記」)、新玉津島社では、北朝側の主要歌人による大規模な歌合が催された。以後、新玉津島社は、頓阿の孫堯尊を始祖とする常光院流の歌人により管理奉仕されるが、堯孝が開闢を勤めた新統古今集に至り、神祇部に始めて玉津島明神の神詠、

とこしへに君もあへやもいさなとり海のはまものよるときど
きを
(二〇七八)

この歌は玉津島の御歌となんが採歌されることになる。

注(1) 「増鏡」では、為世一党の住吉・玉津島社参詣を続千載集堯賢前のごととしているが、「代々勅撰部立」『花園院宸記』の記載に基づき、完成後の元応二年秋(八、九月)とすべき旨、井上宗雄が指摘している(「増鏡」(下)全訳注(昭五八・講談社学術文庫)七三頁)。これに従い本稿でも以下、堯賢後の事蹟として扱う。

(2) 管見では、「和歌三神」の語の初出は、永和二年(一三七六)三月一日の本奥書を有する宮内庁書陵部蔵「古今和歌集秘事」中の「和謂三神之事」である。同書には続けて「世にいふ所相連せり、神社の人に尋之説多シ、家に相伝する所加茂住吉玉津島也」とある。元来、和歌三神の概念は、住吉明神を中心に形成されたものであるが、異説が多く、当該の住吉明神・玉津島明神・柿本人麿の組み合わせが明記された初例は、延宝七年(一六八〇)成立、度会直方編の神宮文庫蔵「和歌三神本縁」か。

(3) 片桐洋一「和歌の神としての住吉の神——その成り立ちと展開——」(「すみのえ」第一七五号、昭五九・一二)後に「古今和歌集以後」(平二二・笠間書院)に再録、竹下豊「住吉の神の歌神化をめぐる」(「上方文化研究センター研究年報」創刊号、平二二・三三)等参照。

(4) 上野理「津守国基について」(「国文学研究」第二六号、昭三七・一〇)後に「後拾遺集前後」(昭五一・笠間書院)に再録、前掲注(3)片桐論文、竹下論文参照。なお、「袋草紙」上巻にも同様な記述がある。

(5) 「袖中抄」第九、第十四にも同様な記述がある。

(6) 「古今著聞集」巻第一・神祇にも同様な記述がある。

(7) 三輪正胤「歌学秘伝の研究」(平六・風間書房)第一章第三節。

(8) 定家の歌学書・歌論書には、玉津島明神への言及が皆無で、玉津

鳥社に参詣した形跡も記録上確認されない。石田吉貞「藤原定家の研究」(昭三二初版、昭四四改訂版・文雅堂書店)等参照。

(9) 安田徳子「統拾遺和歌集成立の周辺——亀山院と藤原為氏——」(「和歌史論叢 後藤重郎先生全寿記念」(平一一・和泉書院)所収)。

(10) 池尾和也「閉月和歌集」を読んでわかったこと(「中京国文学」第二号、平五・三)等参照。

(11) 鎌倉時代から南北朝期にかけての玉津島社の社殿の実態については、資料が乏しく、不明な点が多いが、海岸に面していたため、社殿自体がたびたび流出したとも考えられている(「紀伊統風土記」)。当時の神官の動向も未詳であるが、「続日本紀」神龜元年(七二四)一〇月一六日の聖武天皇の和歌浦行幸の条には、天皇がその美景をめで、以後春秋の二回官人を遣わして、「玉津島の神」「明光浦の霊」を「尊祭」させた、とした後で、忍海手人大海と兄弟五人を外祖父津守連連の姓に従わせたとする叙述があり、国基集一五三の記述と合わせ、住吉大社と玉津島社は本来密接な関係にあったとされている(前掲注(4)上野論文)。前掲「奥義抄」下巻釈には、住吉大社の四社の内、南社には玉津島明神が祀られているとするが、和歌における「玉津島」の用例に当たっても、「玉津島社」と言えば、一般には紀伊国和歌の浦に鎮座する玉津島明神を指すと認識されていたと見て妥当であろう。

(12) 為家の没年(建治元年五月一日)による(前掲注(10)池尾論文参照)。

(13) 尚良の没年(永仁三年二月八日)による(井上宗雄「中世歌壇史の研究 南北朝期」(昭四〇初版、昭六二改訂新版・明治書院)四四頁参照)。

(14) 宗宣の没年(正和元年六月二日)による(小川剛生「拾遺現藻和歌集 本文と研究」(平八・三弥井書店)頭注参照)。

(15) 「歌論歌学集成」第十卷(平一一・三弥井書店)「和歌庭訓」補注七六。

(16) 大津有一「伊勢物語古註釈の研究」(昭二九・宇都宮書店)第一章第三、片桐洋一「伊勢物語の研究 研究篇」(昭四三・明治書院)第八篇第二章参照。

(17) 前掲注(7)三輪著書第三章第二節参照。「六条家秘抄」の引用は、三輪正胤「家隆流の「六条家秘抄」について」(「人文学論集」第二集、昭五九・三)付載の天理図書館本の翻刻に拠った。三輪著書は、統群書類従本系「和歌知頭集」の「和哥ちけんしうさうでんの人々の事」や九州大学図書館蔵「古今和歌集序秘注」の相伝系図などをもとに、家隆流は、家隆没後、その息の隆祐と隆専の二つの系統を軸に形成され、僧侶集団を巻き込み、鎌倉中期には、為顕流に拮抗する強力な流派であったとし、「古今和歌集序開書」の冒頭の記述から、弘安年間には、為顕流の支配に屈伏したとする。

(18) 「悦目抄」や「和歌無底抄」には、奥書に為世の名が見えるが、本文的には、為顕流の仮託書との関わりが深いことは、前掲注(7)三輪著書第三章第三節が指摘するとおりである。

(19) 前掲注(13)井上著書六三八頁参照。一方、俊成が文治二年(一一八六)に住吉明神と玉津島明神を五条の自邸に勧請、新玉津島社を創建したという説があり、竹下豊が前掲注(3)論文において、辻彦三郎の論説(日本文学の歴史五「愛と無常の文芸」(昭四二・角川書店)「藤原定家」二七二頁)を引用しつつ触れている。ただ、その説を裏付ける資料は、「山城名勝志」等江戸時代のものばかりで、京都五条への玉津島社の勧請は、井上著書が指摘するように、南北朝期まで下るのではないか。

(20) 当該歌は、「日本書紀」允恭天皇十一年の衣通郎姫の詠で、古今集の元永本以下七本に「衣通姫の帝に献歌」の詞書で見える(片桐洋一「古今和歌集全評釈」(平一〇・講談社)「異本歌集成」一二参照)。

〔付記〕

本稿の和歌の引用並びに歌番号は「新編国歌大観」に拠った(拾

遺現漢集は前掲注(14)小川著書に依拠し、清濁を分つた。歌学書・記録等の引用に際してのテキストは以下のとおり。

【増鏡】三、増鏡(下)全訳注、【和歌庭訓】三、歌論歌学集成、【興義抄】【東野州聞書】【源承和歌口伝】【和歌無底抄】【愚秘

抄】鶴末：「日本歌学大系」、【勅撰歌集一覽】：「勅撰和歌十三代集研究文獻目録」、【古今和歌集序聞書】：「中世古今集注釈書解題」、【和歌知識集】：「伊勢物語の研究 資料篇」

新刊紹介

井上宗雄校注・訳

新編日本古典文学全集49

【中世和歌集】

本書は、中世和歌の代表的歌集十三篇を時代順に収載したものである。多岐に渡る中世和歌を種々な視点からバランスよく編んだところに、大著「中世歌壇史の研究」

三部作の著者井上氏ならではの見識が窺える。西行・源実朝といった広く好まれた歌人以外にも、中世前期に歌壇を領導した御

子左家四代(藤原俊成・定家・為家・為氏)の秀歌撰にして後の二条派の「聖典」

【正風体抄】、鎌倉歌壇の指導者冷泉為相の【為相百首】、勅撰集は、京極派歌壇の

【玉葉和歌集】・【風雅和歌集】、南朝の【新葉和歌集】、二十一代集最後の【新統古今和歌集】をそれぞれ抄出。また、戦国

期にありながら当代堂上歌人による清新な

歌合【文龜三年三十六番歌合】を収める一

方で、勅撰集終息後の地下歌人を配した

【集外歌仙】をも収載。そして、巻頭の

【古典への招待】では、「本意」の形成

と、百首歌の盛行などが連鎖としての美的

世界を形成したことを説き、巻末では歌

壇史についての懇切な解説を施している。

本書は、井上氏の啓蒙的熱意と周到な配慮

に満ちた一冊である。

(二〇〇〇・一一 小学館 A5判 五八

二頁 四六五七円) [吉澤典之]

奥田勲・岸田依子・廣木一人・

宮脇真彦編

【新撰菟玖波集全釈】第二巻

本書は【新撰菟玖波集】巻第四、巻第五

(秋連歌上・下)の全釈書である。底本は筑波大学蔵【新撰菟玖波集】全二十巻四冊

本を用い、句の脱着部分は天理大学附属天

理図書館綿屋文庫蔵、実隆本によって補

う。読解上重要と思われる、諸本間の異同

も示されている。巻頭には、各巻の構成と

配列についての解説が付され、(歌材)目

次も掲げられており、巻全体の概観を把握

することが出来る。注釈は、各作品ごとに

語釈・付合・現代語訳が設けられ、必要に

応じて備考が加えられている。語釈と付合

の項においては、語句や表現の問題、前句

と付句の関連性などについて、和歌伝統を

踏まえた上での綿密な解説がなされている。

引用文献も多岐に渡る。

【新撰菟玖波集】は詳細な注釈業績が見

られず、課題とされてきた。本シリーズの

刊行によって研究史が大きく進展し、新た

に展開することは間違いない。次巻の完成

が待たれる。

(二〇〇〇・三 三弥井書店 A5判 二

八七頁 八五〇〇円) [中久木美穂]